

東大和市職員定数条例の一部を改正する条例

東大和市職員定数条例（昭和39年条例第34号）の一部を次のように改正する。
別表中「390人」を「385人」に、「75人」を「80人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。